

流山市自治会等支え合い活動報償費支給要領

(目的)

第1条 この要領は、流山市地域支え合い活動推進条例（平成26年流山市条例第22号。以下「条例」という。）に基づき、地域における支え合い活動を推進するに当たり、その中心的主体となる自治会等に対して報償費を支給することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、条例及び流山市地域支え合い活動推進条例施行規則（平成27年流山市規則第2号）で使用する用語の例による。

(支給)

第3条 市長は、自治会等が流山市支え合い活動対象者名簿（以下「名簿」という。）の提供を受け、かつ、支え合い活動を開始及び継続したときは、当該自治会等に対して、流山市自治会等支え合い活動報償費（以下「報償費」という。）を支払うものとする。

2 条例第15条第1項に規定する協定（以下「協定」という。）の締結を行った初年度に支給する報償費の額は、1自治会等当たり5万円とする。

3 協定の締結を行った年度の翌年度以降に支給する報償費の額は、当該年度に当該自治会等が提供を受けた名簿に登載された支援を必要とする者の数に応じ、次の各号に定める額とする。

- (1) 20人未満 1万円
- (2) 20人以上50人未満 2万円
- (3) 50人以上100人未満 3万円
- (4) 100人以上 5万円

(申請の手続)

第4条 報償費の支給を受けようとする自治会等は、当該年度の名簿を受領し、かつ、支え合い活動を開始し、又は継続した日以後に、流山市自治会等支え合い活動報償費振込依頼書（別記様式）を市長に提出するものとする。

ただし、協定の締結を行った年度の翌年度以降は、特別な申出がない限り、毎年度6月末までに提出しなければならない。

(報告の手續)

第5条 報償費の支給を受けた自治会等は、当該支給を受けた年度終了後に、支え合い活動状況報告書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に定めるもののほか必要と認めるときは、自治会等に活動状況等の報告を求めるものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式

年 月 日

(宛先) 流山市長

自治会等名
代表者氏名
住 所

印

流山市自治会等支え合い活動報償費振込依頼書

下記のとおり、流山市地域支え合い活動推進条例に基づき、流山市支え合い活動対象者名簿の提供を受けたので、市が支払う流山市自治会等支え合い活動報償費を次の金融機関に振り込むよう依頼します。

記

(市が記載します)

新規・更新	名簿登載者数	支給額
	人	円

振込先

金融機関	銀行 農協 信用金庫	店
口座種別	1. 普通	2. 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

※ 代表者と振込先の口座名義人が異なる場合は以下をご記入ください。

【委任状】	
上記口座名義人に流山市自治会等支え合い活動報償費の受領を委任します。	
令和 年 月 日	
委任者	自治会等名 代表者氏名 住 所

印